

第1 坂東市地域公共交通会議の概要

1 本会議の背景と目的

市では、平成17年3月の旧岩井市と旧猿島町との合併に際し、地域の公共交通の充実を図ることを目的に、コミュニティバスを導入することとしました。導入に際しては、市の公共交通整備に関する基本的な考え方を整理し、調査事業を実施するとともに、多方面の代表からなる「坂東市コミュニティバス検討委員会」を組織して検討を重ね、平成18年11月からコミュニティバスの運行を開始しました。

しかし、道路運送法等の一部を改正する法律の衆議院国土交通委員会及び参議院国土交通委員会の附帯決議において、地域の需要に即した乗合運送サービスの運行形態等について協議を行う新たな協議会組織を求められたことから、「坂東市コミュニティバス検討委員会」を発展的に解散し、道路運送法の趣旨に基づき、市内における旅客輸送の確保と利便性の向上を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議いただくため、平成19年12月「坂東市地域公共交通会議」を設置しました。

2 本会議での協議事項

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認めること。

《坂東市地域公共交通会議開催状況》

| 開催年月日 | 主な協議内容 |
|-------------|---|
| 平成19年12月 4日 | 平成19年度第1回坂東市地域公共交通会議（通算：第1回） ・コミュニティバス運行計画の見直しについて ・コミュニティバス利用促進策について |
| 平成20年 9月 2日 | 平成20年度第1回地域公共交通会議（通算：第2回） ・地域公共交通維持について ・コミュニティバスの運行について |
| 平成21年 2月20日 | 平成20年度第2回坂東市地域公共交通会議（通算：第3回） ・コミュニティバス定期乗車券の発行について |
| 平成21年11月24日 | 平成21年度第1回坂東市地域公共交通会議（通算：第4回） ・巡回バス運行計画の見直しについて ・コミュニティバス運行計画の見直し案について |

| 開催年月日 | 主な協議内容 |
|-----------------------|---|
| 平成22年 1月26日 | <p>平成21年度第2回坂東市地域公共交通会議（通算：第5回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・坂東市コミュニティバス運行計画の見直し（案）パブリックコメントに寄せられた意見と市の考え方について ・坂東市コミュニティバス運行計画の見直し（案）について |
| 平成22年 5月17日 （書面決議） | <p>平成22年度第1回地域公共交通会議（通算：第6回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・坂東市コミュニティバス「法師戸」バス停の移動について ・コミュニティバスの運行について |
| 平成23年11月21日 | <p>平成23年度第1回坂東市地域公共交通会議（通算：第7回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・坂東市地域公共交通体系整備計画（案）について コミュニティバス運行計画の見直し 予約制乗合交通の導入 |
| 平成24年 1月19日 | <p>平成23年度第2回坂東市地域公共交通会議（通算：第8回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・坂東市地域公共交通体系整備計画（案）について ・坂東市デマンドタクシー運行要領（案）について |
| 平成24年10月18日 | <p>平成24年度第1回坂東市地域公共交通会議（通算：第9回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・坂東市地域公共交通の利用状況等について ・坂東市デマンドタクシー運行要領の改正について（案） |

<参考1>

坂東市地域公共交通会議条例

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、坂東市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 交通会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること。

(会長及び委員)

第3条 交通会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長又はその指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、19人以内とし、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (2) 一般貸切旅客自動車運送事業者
 - (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
 - (4) 茨城県ハイヤー協会の代表
 - (5) 社団法人茨城県バス協会の代表
 - (6) 市民又は利用者の代表
 - (7) 茨城運輸支局長又はその指名する者
 - (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
 - (9) 道路管理者、茨城県警察、学識経験を有する者
 - (10) その他市長が必要と認める者
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員の再任は、妨げない。

(会議)

第4条 交通会議の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 交通会議の庶務は、企画部企画課において処理する。

- 2 交通会議は、地域公共交通に関する相談、苦情その他の事項に対応するため、企画部企画課を連絡及び通報の窓口とする。

(協議結果の取扱い)

第6条 関係者は、交通会議において協議が調った事項を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(坂東市コミュニティバス検討委員会条例の廃止)

- 2 坂東市コミュニティバス検討委員会条例（平成17年坂東市条例第177号）は、廃止する。

<参考2>

坂東市公共交通整備に関する基本方針（「坂東市地域公共交通体系整備計画」（平成24年1月））

基本方針

- 交通手段間の適切な役割分担のもと、日常生活に必要な移動ができる交通体系の実現を目指す。
- 市民のニーズに応じた、段階的かつ継続的な地域公共交通施策を展開する。
- 市民・交通事業者・行政がそれぞれの担うべき役割を明確にし、連携して地域公共交通の構築に取り組むことを目指す。

目標

○短期（1～5年程度）

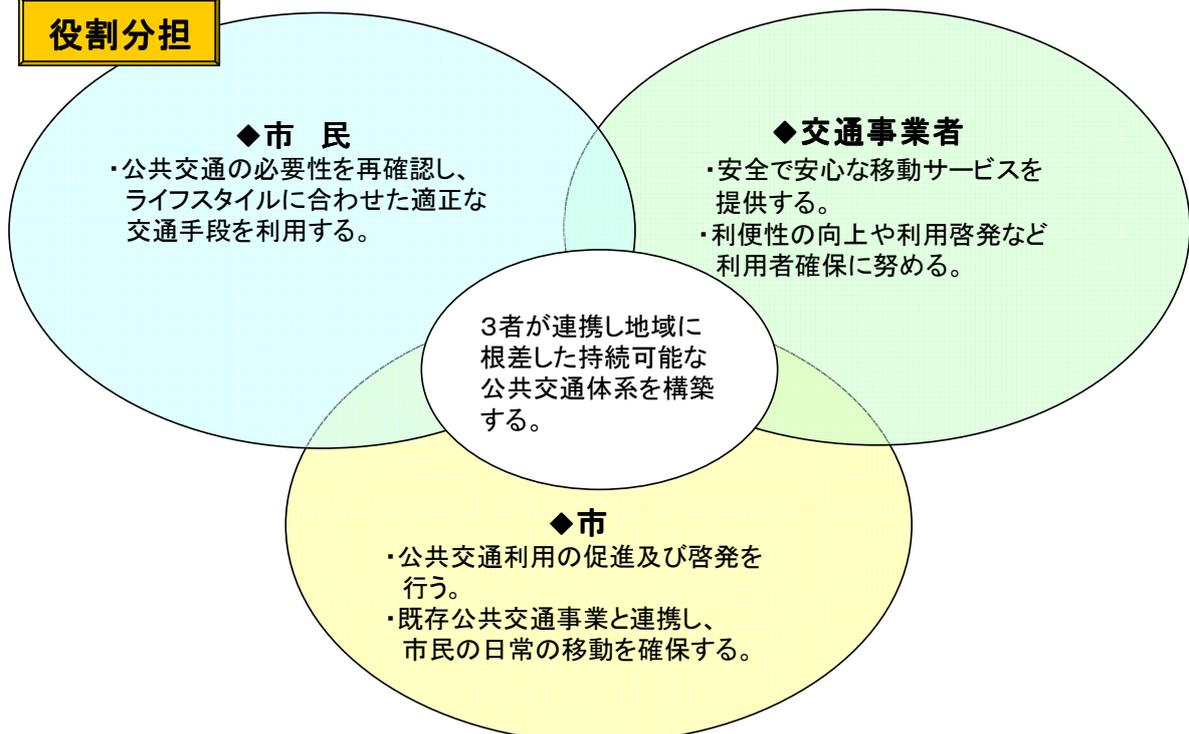
高齢者や障がい者など自由に利用できる移動手段を持たない方の日常の足の確保



○中長期（5～10年程度）

過度な自家用車利用を控え、誰もが自分のライフスタイルに合った移動手段にて移動できる公共交通体系の実現

役割分担



第2 坂東市の公共交通

1 市内公共交通の状況

市内には、鉄道駅がなく、バス交通・タクシーが主要な公共交通手段となっています。バス交通については、市内と隣接市を結ぶ路線バス及び東京等への高速バスが運行されています。

タクシーについては、市内に5つの事業者があり、市内外への移動に利用されています。

《市内路線バス等》

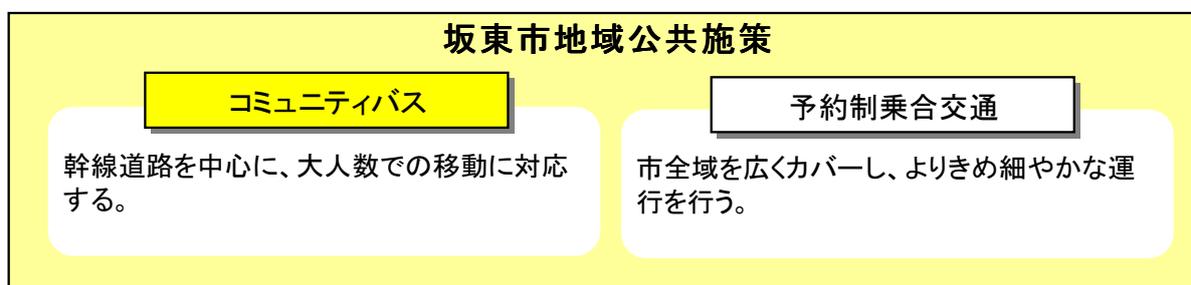
| 種 類 | 路 線 | 事業主体 |
|------|---|------------------|
| 高速バス | 常総ルート (東京駅～守谷・水海道・岩井) | 関東鉄道 関鉄パープルバス |
| 急行バス | わかば号 (運転免許センター～つくば・水海道・岩井) ※免許センター休業日運休 | 関鉄パープルバス |
| 路線バス | 急行 守谷駅西口～岩井バスターミナル | 関東鉄道 |
| | 水海道駅～岩井バスターミナル ※休校日全便運休 | 関東鉄道 |
| | 岩井車庫～愛宕～野田市駅 | 茨城急行 |
| 巡回バス | 岩井ルート ※休日全便運休 境ルート ※休日全便運休 | 昭和観光自動車 |

2 市の公共交通施策

平成18年11月より、民間の路線バスを補完する坂東市コミュニティバス「坂東号」の運行を開始し、利用状況やアンケート調査等による意向に基づき、運行時刻・路線の見直しを行いながら運行してきました。

しかし、定時定路線型のコミュニティバスでは市民のニーズに十分に答えることが困難であったため、地域公共交通施策を抜本的に見直し、平成24年1月に本市の地域公共交通施策の基礎となる「坂東市地域公共交通体系整備計画」を策定しました。

本計画では、コミュニティバス運行計画の抜本的な見直しに加え、新たに予約制乗合交通（デマンドタクシー）の実証運行を行うことを決めました。



(1) コミュニティバス運行計画（平成24年4月～）

| | |
|------|-------------------------|
| 運行車両 | 25人乗り小型ノンステップバス（市所有） 3台 |
| 運行日 | 月～土曜日（年末年始を除く。） |
| 運行時間 | おおむね午前7時～午後5時 |
| 運行形態 | 一般乗合型旅客自動車運送事業（路線バス） |
| 料 金 | 1乗車当たり100円 |
| 運行路線 | 6路線 |

《コミュニティバスルート概要》

| ルート名 | 運行日 | 運行本数 （1日当たり） | 距離 （km） | 所要時間 （分） | 備考 |
|----------|--------|-----------------|------------|-------------|-------|
| 庁舎間シャトル | 月～金曜 | 3往復 | 16.1 | 35 | |
| 沓掛内野山ルート | 月・水・金曜 | 3往復 | 22.7 | 46.5 | |
| 七郷中川ルート | 月・水・金曜 | 3.5往復 | 15.2 | 32.5 | |
| 長須七重ルート | 火・木・土曜 | 5便 | 30.1 | 67 | 巡回型 |
| 半谷ルート | 月～金曜 | 2便 | 4.9 | 10 | 休校日運休 |
| 矢作ルート | 月～金曜 | 2便 | 5.5 | 12 | 休校日運休 |

(2) 予約制乗合交通（デマンドタクシー）実証運行計画（平成24年4月～）

| | |
|--------|---|
| 運行車両 | ワゴン型車両2台（予備車2台）※手すりや、乗降用踏み台等を装備する。 |
| 運行区域 | 市内全域 |
| 対象者 | 坂東市に住民登録した者で、事前に利用者登録をしたもの ※介添者、3歳未満児も要登録 |
| 運行日 | 月～土曜日（年末年始を除く。） ※居住地により利用日を指定する。 ○月・水・金曜： 弓馬田・神大実・飯島・七郷・中川・沓掛・内野山地区在住者 ○火・木・土曜： 岩井・長須・七重・生子・菅谷・逆井・山地区在住者 |
| 運行時間 | 午前8時～午後5時（正午～午後1時を除く。） （午前7時～午後4時 平成25年4月1日上記に改正） |
| 運行便数 | 1日最大8便（1台あたり） 午前8時、午前9時、午前10時、午前11時 午後1時、午後2時、午後3時、午後4時に発車 （午前7時の便を廃止、午後4時の便を追加 平成25年4月1日上記に改正） |
| 予約受付日 | 利用を希望する前日（月曜日利用分は直前の土曜日） ※年明けの最初の運行日については、年内最後の運行日 ※1月4日に利用希望は、前年の12月28日に予約 |
| 予約受付時間 | 午前8時30分～午後4時（正午～午後1時除く。） |
| 利用料金 | 大人300円、障害者・小学生以下 100円 保護者1人に対し3歳未満無料 介添えが必要な方については、介添者1人まで無料 ※対象となる障害者は ①身体障害者手帳の1級、2級又は1種3級の方 ②療育手帳のマルA又はAの方 ③精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の方 ※小学生以下のみでの利用はできない。 利用券により支払（事前に利用券を購入） ※販売場所は、市役所の他、商店・医療機関等に協力を依頼する。 |
| 乗降場所 | 利用される方の自宅、公共施設、商店や飲食店、工場などの事業所、医療機関、金融機関 |
| その他 | ・車内での携帯電話での通話、飲食、喫煙不可 ・大きな荷物・長尺物の持ち込み不可 ・乗務員は乗降の補助・荷物の運搬は行わない。 ・飲酒してからの利用不可 ・ペットを連れての乗車不可 |

(3) 坂東市地域公共交通施策路線図 (平成24年4月～)

